

社長様 地域別最低賃金チェックサービスのご案内（キャンペーン価格）

今や、最低賃金の全国加重平均は、2030年代半ばまで1,500円とすることが目標とされています。御社の賃金が、最低賃金を満たしているか、今満たしていても、どのレベルなのかを確認することは、今後の経営戦略を考える上での第一歩です。当事務所では、以下の内容により、御社の最低賃金の確認をお引き受け致します。

キャンペーン期間
：2024年9月10日迄のお申込

辻野社会保険労務士事務所
TEL 022-354-1151
FAX 022-354-1152

【概要】給与形態が月額・日額・時間額のいずれの場合も対応致します。

令和6年（2024年）10月からの地域別最低賃金を満たしているかどうか、御申込欄の必要な情報を頂きましたら、確認し、結果を報告（MyKomon又はメール添付等）致します。処理順はお申込順になります。

■顧問先様

- ① 1人あたり1,000円（消費税別）。（キャンペーン終了後 1人あたり2,000円（消費税別））
- ② 料金は、次回の社労士顧問報酬に併せて御請求致します。

※弊事務所に給与計算をご委託の顧問先様は、お申込のご必要はありません。全員分を無料で行います。

■顧問先様以外

- ① お申込1回あたり、1人目は5,000円、2人名以降2,000円（各消費税別）。
（キャンペーン終了後 1人目は10,000円、2人目以降3,000円（各消費税別））
- ② お申込受領後、御請求書を発行致しますので、当事務所指定口座にお振り込みをお願い致します。
- ③ 料金お支払いの完了と、必要な情報が全て揃ったことを確認次第、着手致します。

----- ↓御申込欄↓ -----

辻野社会保険労務士事務所行き

御申込日 年 月 日
以下の者の給与額が、2024年10月以降の地域別最低賃金をクリアしているか、最低賃金チェックサービスを依頼します。

住 所
御 社 名
代表者様名
TEL 御担当者名

下表にご記入ください（欄が不足の場合は別紙をお使いください）

	都・県	氏名	1日の所定勤務時間	年間所定勤務日数	年間所定休日日数	年間所定勤務時間	給与形態	直近の給与明細	雇用契約書
1		様	時間	日	日	時間	月額/日額/時給 (該当に○)	※1	※2
2		様	時間	日	日	時間	月額/日額/時給 (該当に○)	※1	※2
3		様	時間	日	日	時間	月額/日額/時給 (該当に○)	※1	※2
4		様	時間	日	日	時間	月額/日額/時給 (該当に○)	※1	※2
5		様	時間	日	日	時間	月額/日額/時給 (該当に○)	※1	※2
6		様	時間	日	日	時間	月額/日額/時給 (該当に○)	※1	※2
7		様	時間	日	日	時間	月額/日額/時給 (該当に○)	※1	※2
8		様	時間	日	日	時間	月額/日額/時給 (該当に○)	※1	※2
9		様	時間	日	日	時間	月額/日額/時給 (該当に○)	※1	※2
10		様	時間	日	日	時間	月額/日額/時給 (該当に○)	※1	※2

- ※1：本紙と一緒にご送付ください（当事務所に労働/社会保険事務手続きをご委託の顧問先様はご不要です）
※2：可能な場合は、本紙と一緒にご送付をお願い致します
※3：その他、確認に必要な場合は、お問合せをしたり、別の書類のご送付をお願いする場合があります